

令和元年10月1日

資料2-1

難病・小児慢性特定疾病地域共生ワーキンググループ

医療的ケア児に関する施策について

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

医療的ケア児について

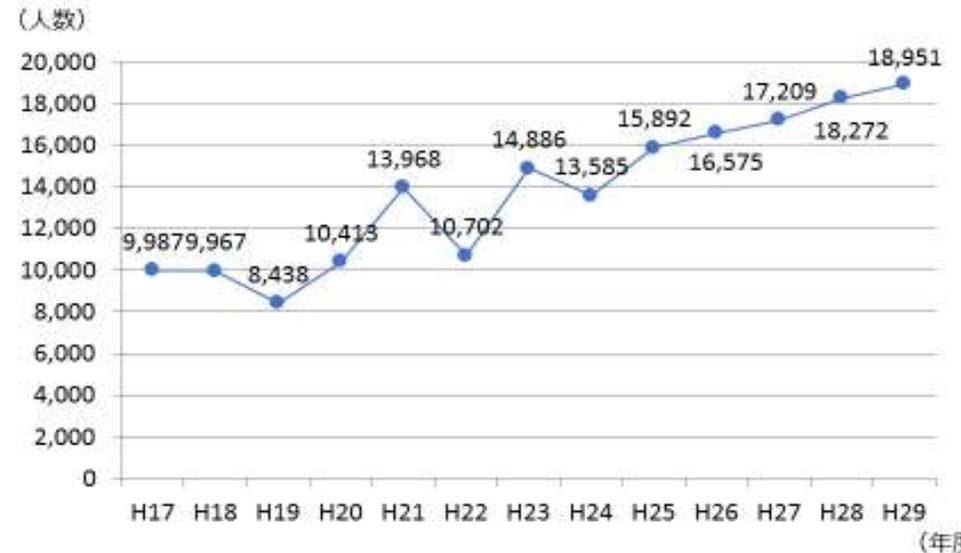
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児は約1.9万人〈推計〉 [平成30年厚生労働科学研究田村班報告]



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要
例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1: 重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。[岡田.2012推計値]

医療的ケア児数の推計値 (0歳～19歳)



(平成30年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」報告)

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

* 画像転用禁止

都道府県別の医療的ケア児数(推計値)及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値 (平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用)

番号	都道府県	人口 (千人)	20歳未満 人口(千人)	医療的ケア児	医療的ケア児	医療的ケア児							
				推計値	1万人あたり	20歳未満1万人							
0	全国	126,933	21,820	17,058	1.344	7.818							
1	北海道	5,352	837	615	1.148	7.343	25	滋賀県	1,413	276	270	1.911	9.783
2	青森県	1,293	207	101	0.783	4.891	26	京都府	2,605	439	295	1.131	6.712
3	岩手県	1,268	207	130	1.022	6.260	27	大阪府	8,833	1,514	1,380	1.562	9.115
4	宮城県	2,330	399	374	1.604	9.365	28	兵庫県	5,520	975	809	1.465	8.294
5	秋田県	1,010	147	97	0.962	6.610	29	奈良県	1,356	237	166	1.227	7.018
6	山形県	1,113	184	105	0.946	5.725	30	和歌山県	954	162	108	1.130	6.656
7	福島県	1,901	319	199	1.049	6.249	31	鳥取県	570	100	124	2.180	12.425
8	茨城県	2,905	504	402	1.382	7.968	32	島根県	690	119	73	1.063	6.162
9	栃木県	1,966	343	275	1.400	8.022	33	岡山県	1,915	343	345	1.799	10.044
10	群馬県	1,967	344	265	1.348	7.706	34	広島県	2,837	509	422	1.487	8.287
11	埼玉県	7,289	1,257	664	0.911	5.280	35	山口県	1,394	233	131	0.943	5.640
12	千葉県	6,236	1,053	758	1.215	7.195	36	徳島県	750	121	67	0.889	5.510
13	東京都	13,624	2,093	2,140	1.571	10.225	37	香川県	972	169	99	1.014	5.833
14	神奈川県	9,145	1,564	1,094	1.196	6.992	38	愛媛県	1,375	232	193	1.406	8.333
15	新潟県	2,286	379	262	1.145	6.906	39	高知県	721	115	79	1.097	6.877
16	富山県	1,061	177	115	1.087	6.516	40	福岡県	5,104	926	796	1.560	8.598
17	石川県	1,151	204	148	1.283	7.239	41	佐賀県	828	157	99	1.200	6.327
18	福井県	782	143	100	1.278	6.987	42	長崎県	1,367	242	169	1.233	6.966
19	山梨県	830	144	90	1.082	6.238	43	熊本県	1,774	325	264	1.487	8.115
20	長野県	2,088	367	311	1.490	8.476	44	大分県	1,160	199	142	1.221	7.119
21	岐阜県	2,022	367	263	1.301	7.166	45	宮崎県	1,096	201	185	1.684	9.183
22	静岡県	3,688	647	559	1.516	8.639	46	鹿児島県	1,637	297	244	1.492	8.224
23	愛知県	7,507	1,398	1,044	1.391	7.468	47	沖縄県	1,439	331	320	2.222	9.660
24	三重県	1,808	321	171	0.943	5.312							

※1 平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」報告書より抜粋

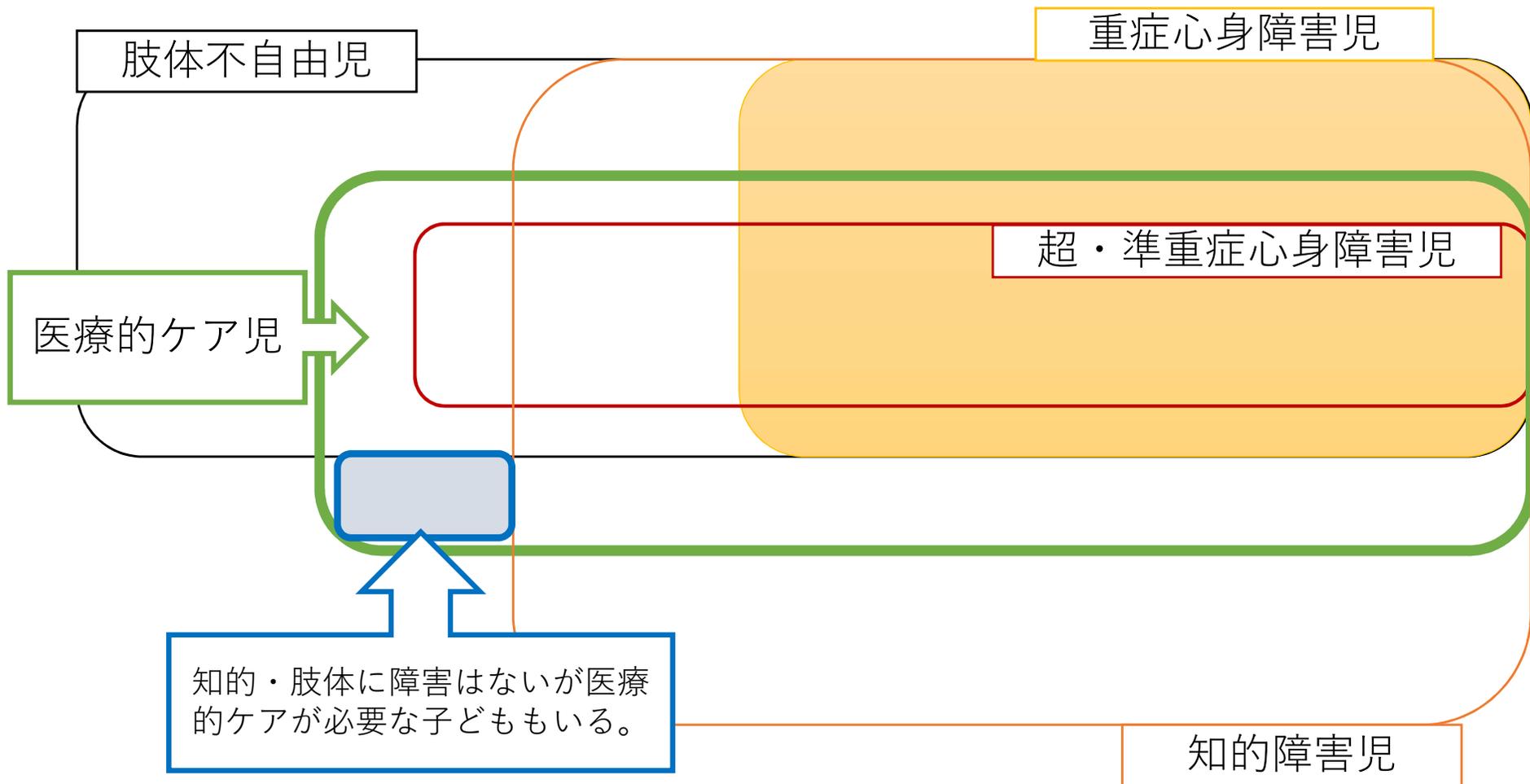
※2 医療機関所在地からの集計結果のため、患者の住所地とは異なる場合もあることに留意

大島分類

21	22	23	24	25	(IQ)
20	13	14	15	16	80
19	12	7	8	9	70
18	11	6	3	4	50
17	10	5	2	1	35
走れる	歩ける	歩行障害	座れる	寝たきり	20
					0

1. 1～4の範囲に入るものが重症心身障害児(者)
2. 5～9は重症心身障害児(者)の定義に当てはまりにくいが、
 - ①絶えず医学的管理下に置くべきもの
 - ②障害の状態が進行的と思われるもの
 - ③合併症のあるもの
 が多く、「周辺児」と呼ばれています。

医療的ケア児の概念整理

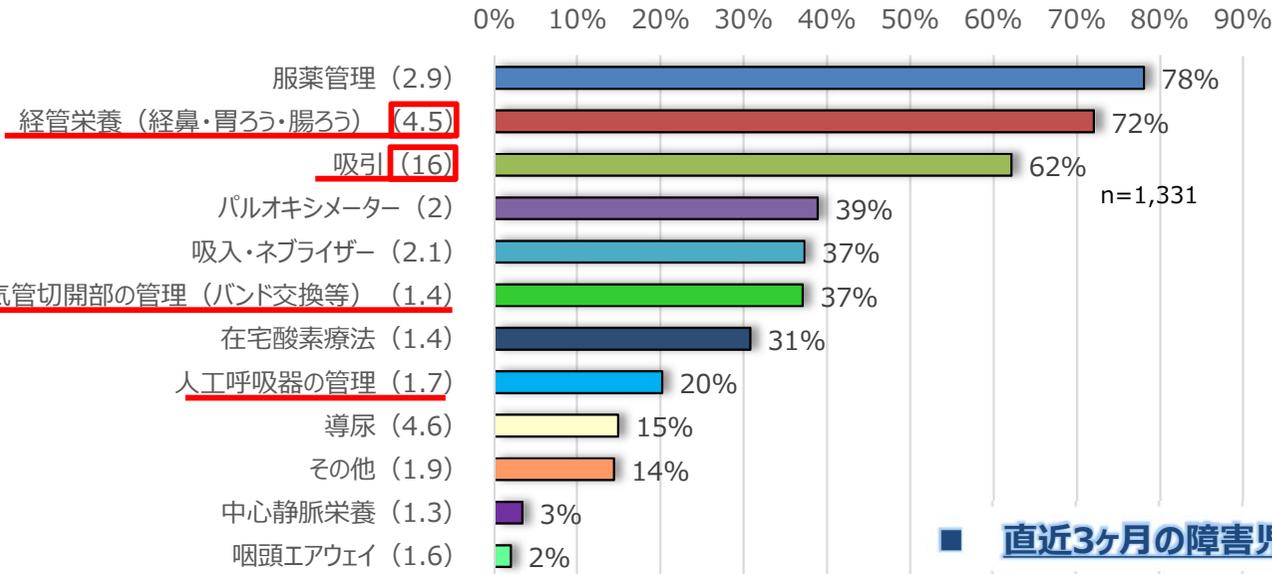


[医療的ケア]

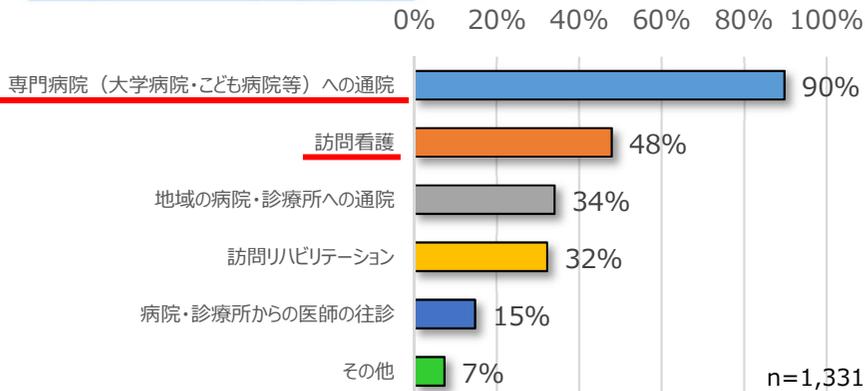
人工呼吸器、気管切開、吸引、経管栄養（経鼻、胃瘻、腸瘻）、酸素療法、導尿、IVHなど

在宅の医療的ケア児の状態像やサービス利用の現状

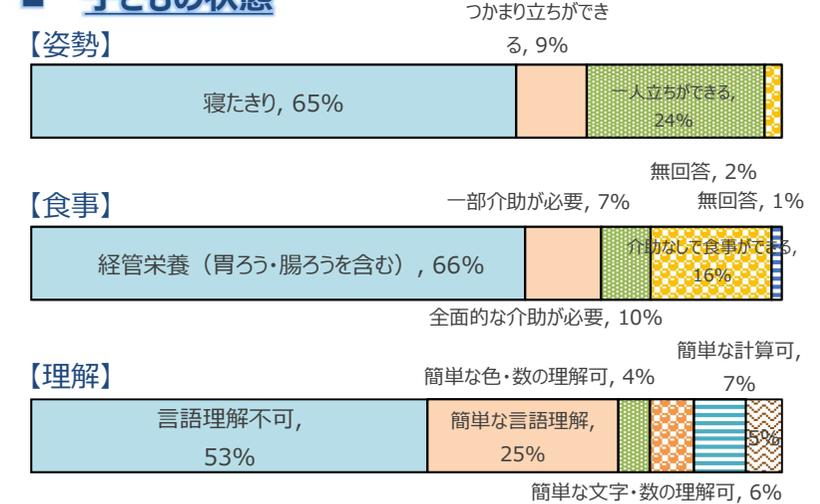
■ 在宅で実施している医療的ケアの種類（1日当たりの実施回数）



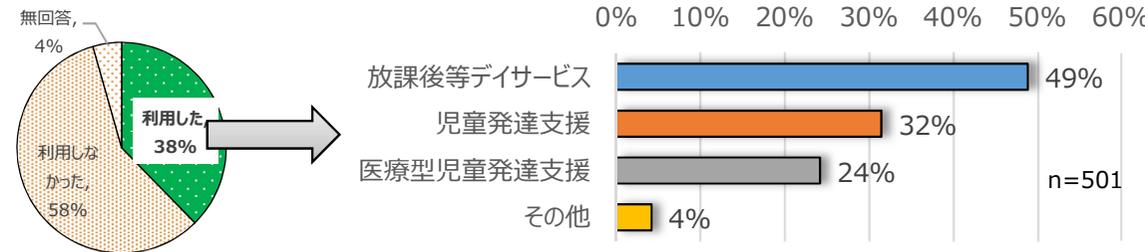
■ 医療サービスの利用状況



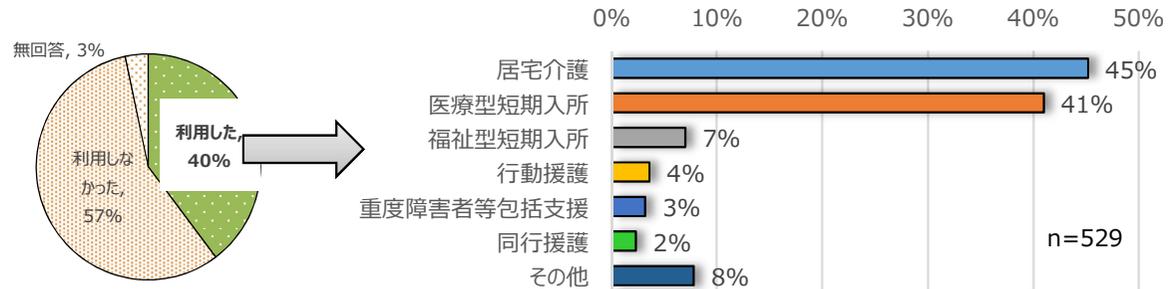
■ 子どもの状態



■ 直近3ヶ月の障害児通所支援事業所等の利用状況



■ 直近3ヶ月の在宅における福祉サービスの利用状況



地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

地方公共団体の関係課室等の連携

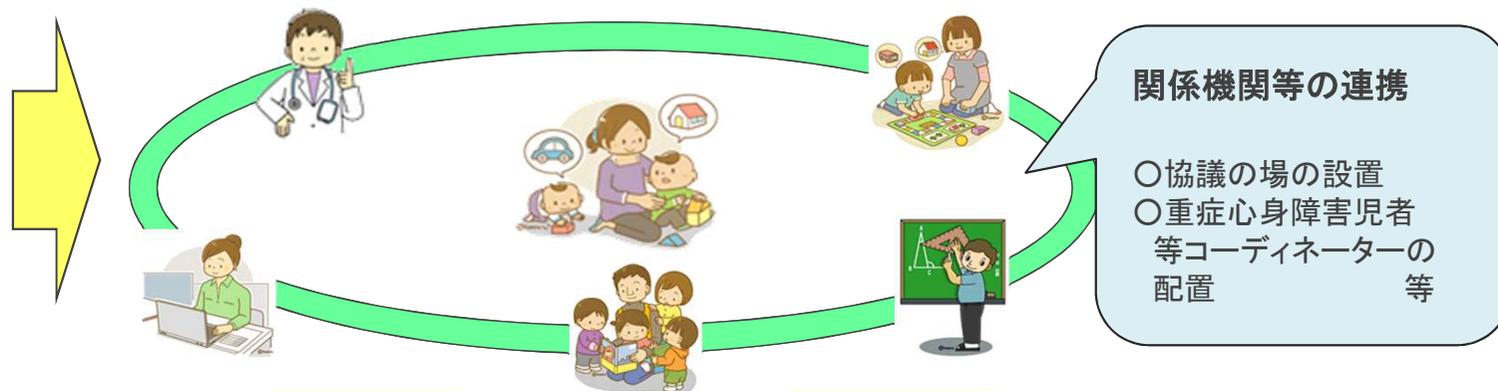
- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する。

具体的内容

【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

(市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

(医療的ケア児の支援関連)

- ✓ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置
- ✓ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

(平成28年6月3日 医政発0603第3号 雇児発0603第4号 障発0603第2号 府子本第377号 28文科初第372号)

関係機関等の連携に向けた施策

- 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一同一会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することを願います。
- 協議の場については、(自立支援)協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾患児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組を活用することも考えられる。また、都道府県単位の設置・開催だけでなく、二次医療圏や障害保健福祉圏域、市町村単位の設置・開催も想定されるので、地域の実情に応じて検討することを願います。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(平成29年厚生労働省告示第116号)

障害児福祉計画

医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。

【成果目標】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

単独設置

松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議（平成28年度～）

人口：約50万人
医ケア児数：80人

都市型

所掌事務（連携推進会議設置要綱）

1. 関係機関・団体等が行っている医療的ケア児の支援に関する取組
2. 医療的ケア児の支援に向けて関係機関・団体等の連携を推進するための方策
3. 医療的ケア児及び支援ニーズの把握
4. 医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策
5. その他医療的ケア児の支援に向けた連携推進のために必要な事項

事務局担当課 障害福祉課

開催頻度 原則、年2回開催

医療的ケア児及び支援ニーズの把握・医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策

- ✓ 実態調査
- ✓ ニーズ調査、事業所調査
- ✓ 課題分析、対応策検討



- 介護職員による医療的ケアの実施の推進
- 看護師による医療的ケアの実施の推進
- 相談支援専門員による医療的ケア児支援の推進
- 教育・保育支援の推進
- 普及啓発と連携・交流の推進

構成員

【医療関係者】

- 医師会
- 歯科医師会
- 薬剤師会
- 訪問看護連絡協議会
- 医療機関（小児在宅医療）
- 松戸市立総合医療センター（小児科）

【医ケア支援の実績のある障害福祉関係者】

- 居宅介護事業者
- 生活介護事業者
- 放デイ事業者
- 児童発達支援事業者
- 重心障害児施設

【総合相談を行う障害福祉関係者】

- 委託相談支援事業者
- 松戸市基幹相談支援センター
- 千葉県中核地域生活支援センター

【行政・教育関係者（千葉県）】

- 千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）
- 松戸特別支援学校

【行政関係者（松戸市）】

- 福祉長寿部長
- 福祉長寿部審議監
- 福祉長寿部障害福祉課長
- 福祉長寿部健康福祉会館長
- 総合政策部兼子ども部兼学校教育部審議監
- 子ども部子育て支援課長
- 子ども部子ども家庭相談課長
- 子ども部幼児保育課長
- 松戸市教育委員会学校教育部教育研究所長

医療的ケア児等コーディネーター養成研修プログラム

医療的ケア児等への支援を総合調整する者を養成していくために、医療的ケア児等支援の基礎的知識の習得を目指すとともに、多職種間連携を円滑にできるための人材養成プログラム。プログラム内容は、医療的ケア児等支援に関する医療的ケアや福祉に関する知識と、関係機関との連携や医療的ケア児等のためのサービス等利用計画作成について具体的手法を習得できるものとなっている。

科目名	時間数	内容
1 総論	1時間	①医療的ケア児等の地域生活を支えるために ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 医療	3時間	①障害のある子どもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援 ⑤救急時の対応 ⑥訪問看護の仕組み
3 本人・家族の思いの理解	2時間	①本人・家族の思い ②意志決定支援 ③ニーズアセスメント ④ニーズ把握事例
4 福祉	3時間	①支援の基本的枠組み ②福祉の制度 ③遊び・保育 ④家族支援 ⑤虐待

5 ライフステージにおける支援	2時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤成人期における支援 ⑥医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
6 支援体制整備	1時間	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、福祉、教育の連携 ④地域の資源開拓・創出方法
7 計画作成のポイント	2時間	演習に向けた計画作成のポイント
8 演習(計画作成)	7時間	事例をもとにした計画作成の演習
9 演習(事例検討)	7時間	事例をもとに、意見交換(グループディスカッション)・スーパーパイザーによる計画作成の指導

平成27年度厚生労働科学研究費補助金末光班「重症心身障害児者の支援者・コーディネーター育成研修プログラムと普及に関する研究」において開発

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系 介護給付	居宅介護	者 児	180,591	19,997
	重度訪問介護	者	11,412	7,483
	同行援護	者 児	26,051	5,952
	行動援護	者 児	11,370	1,748
	重度障害者等包括支援	者 児	34	9
	短期入所	者 児	57,287	4,876
	療養介護	者	20,764	253
	生活介護	者	287,274	10,700
	施設入所支援	者	128,565	2,589
	日中活動系 施設系	自立生活援助	者	660
共同生活援助		者	124,474	8,507
居住支援系 訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	者	2,313	183
	自立訓練（生活訓練）	者	12,287	1,162
	就労移行支援	者	34,012	3,186
	就労継続支援（A型）	者	70,590	3,801
	就労継続支援（B型）	者	261,510	12,585
	就労定着支援	者	8,111	1,000

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 元年 5月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	96,798	6,418
		医療型児童発達支援 ● 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,902	93
		放課後等デイサービス ● 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	221,594	13,684
		居宅訪問型児童発達支援 ● 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	71	39
訪問系	障害児に係る給付	保育所等訪問支援 ● 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	5,743	742
		福祉型障害児入所施設 ● 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,437	183
入所系	障害児	医療型障害児入所施設 ● 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,853	188
		計画相談支援 ● 者 児 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 	151,361	8,333
相談支援系	相談支援に係る給付	障害児相談支援 ● 児 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	49,768	4,676
		地域移行支援 ● 者 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	701	381
		地域定着支援 ● 者 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,258	529

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1. 表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2. 利用者数及び施設・事業所数は、令和 元年 5月サービス提供分（国保連データ）

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの**新たな類型を創設**
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「自立生活援助」の報酬を設定**
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、**看護職員の配置を評価する加算を創設**
2. 障害児の通所サービスについて、**利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価**を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定**

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、**グループホームでの受入れに係る加算を創設**
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進

1. **一般就労への定着実績等に応じた報酬体系**とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、**「就労定着支援」の報酬を設定**

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】



➤ 看護職員加配加算の創設

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。

➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ）

医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。

➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】

医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。

➤ 送迎加算の拡充

送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

【夜間対応・レスパイト等】

- 短期入所



➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。

【障害者向けサービス】

- 生活介護



➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充

医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。

【支援の総合調整】

- 計画相談支援
- 障害児相談支援



➤ 要医療児者支援体制加算の創設

医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。

➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

医療的ケア児者に対する支援の充実①

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が増加している中で、個々の児童やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。

看護職員加配加算（障害児通所施設）

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 看護職員加配加算の創設

- ・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

- ① 看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**のいずれかに該当する利用者の数が1名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：200単位/日）
- ② 看護職員を2名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：400単位/日）
- ③ 看護職員を3名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が9名以上（利用定員10人以下の児童発達支援：600単位/日）

常勤看護職員等配置加算（生活介護）

常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、**判定スコア**の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設。

- 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）（従来からの区分）
 - ※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合
(1) 利用定員が20人以下 28単位/日
- 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
 - ※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合
(1) 利用定員が20人以下 56単位/日



看護職員配置加算（福祉型障害児入所施設）

○ 看護職員配置加算の見直し

- ・ 一定の基準※を満たす医療的ケア児を受け入れるための看護職員の加配を評価。

【※一定の基準】

人員配置基準に加え、看護職員を1名以上配置し、**判定スコア**の合計が8点以上である利用者の数が5名以上

【例：入所定員が10人以下の知的障害児入所施設】

- 看護職員配置加算（Ⅰ）（現行のとおり）
 - ・ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合 141単位/日
- 看護職員等配置加算（Ⅱ）（新区分）
 - ・ 上記に加え、看護職員が常勤換算で1人以上配置され、一定の基準を見対す障害児が1人以上いる場合 145単位/日

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入又はSpO₂90%以下の状態が10%以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6回/日以上頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3/日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

判定スコア



医療的ケア児者に対する支援の充実②

医療連携体制加算の拡充（短期入所、障害児通所支援）

- 医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児者に対して看護を行った場合を評価する本加算について、長時間支援を評価する区分を設ける。

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	500単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	250単位／日（2人～8人）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
新設 ホ	医療連携体制加算（Ⅴ）	1,000単位／日（利用者1人）
新設 ヘ	医療連携体制加算（Ⅵ）	500単位／日（2人～8人）

※（Ⅰ）、（Ⅱ）は4時間未満に適用し、
（Ⅴ）、（Ⅵ）は4時間を超えた支援に適用



送迎加算の拡充（障害児通所支援）

- 送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることから、手厚い人員配置体制で送迎を行うことを評価する。

イ	障害児（重症心身障害児以外）	片道54単位／回 +37単位／回※
ロ	重症心身障害児	片道37単位／回

※ 看護職員加配加算を算定する事業所で、医療的ケアを行うため、運転手に加え、職員を1名以上配置して送迎を行った場合に更に加算。



福祉型強化短期入所サービスの創設

- 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として創設。

【人員配置基準】

- ・ 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置。
- ・ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置。

- 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）※
 - ・ 区分6 1,096単位
 - ※ 短期入所のみ利用する場合

※ このほか、**判定スコア**のいずれかの項目に該当する者を受け入れる場合などを評価。



計画相談支援・障害児相談支援

○ 要医療児者支援体制加算の創設

- ・ 医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するため、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。（35単位／月）

○ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設

- ・ サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算。（100単位／月）



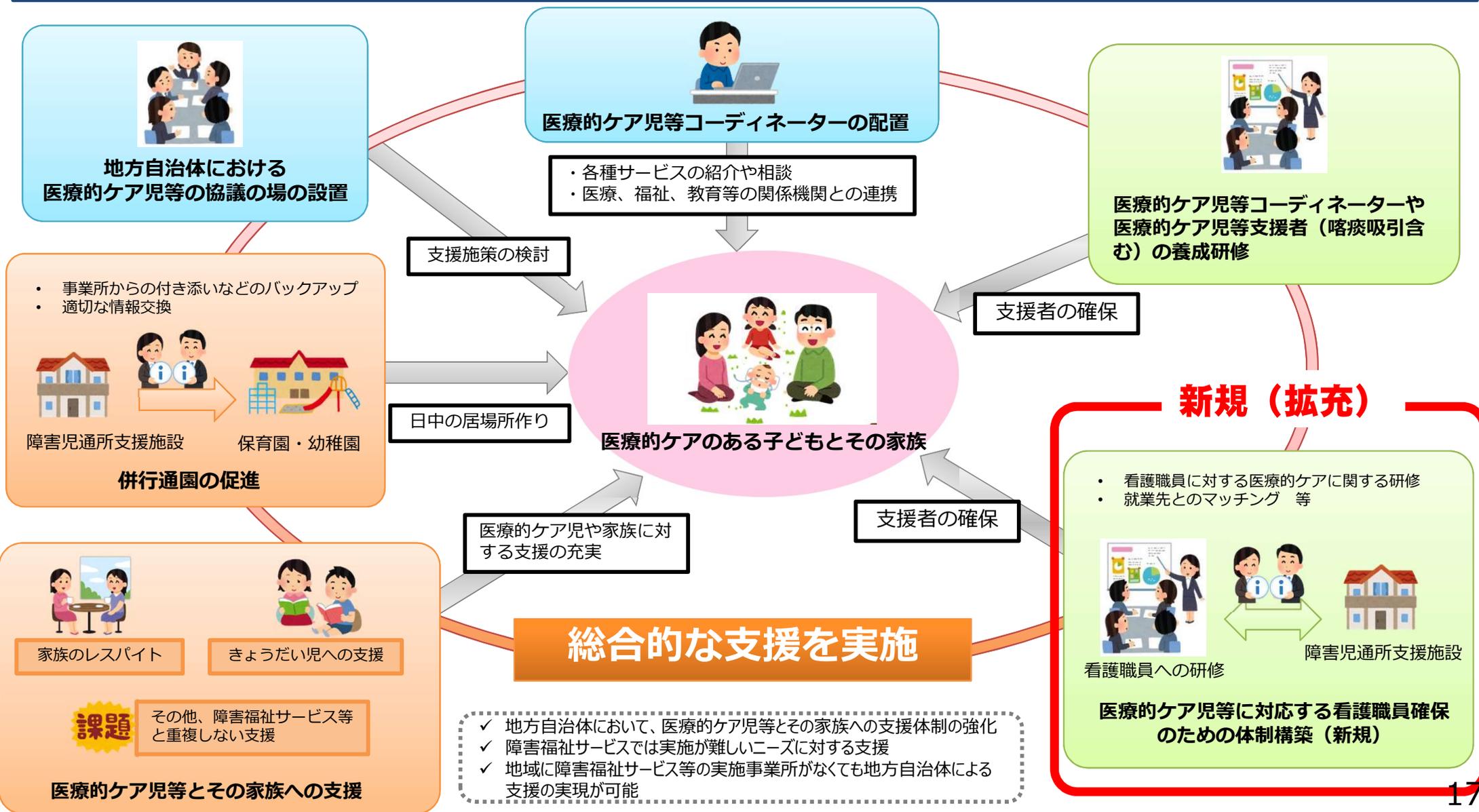
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村 【令和2年予算要求】 地域生活支援促進事業 198,543千円（128,543千円）＜拡充＞



医療的ケア児の支援に向けた主な取組①

障害福祉等

○障害福祉サービス等報酬改定（平成30年4月～）

- ・ 障害児通所支援・福祉型障害児入所施設における看護職員配置加算の創設
- ・ 障害児通所支援における医療連携体制加算の充実
- ・ 短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設 等

○介護報酬改定（平成30年4月～）

療養通所介護（重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施）において、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から定員数を9名から18名へと引上げ。

○医療的ケア児総合支援事業（令和2年度概算要求額：2.0億円）

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するため、令和元年度に創設。

○医療型短期入所事業所開設支援（令和2年度概算要求額：571億円の内数）

医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援するため、医療機関職員の実地研修等を実施。

○医療的ケア児等医療情報共有サービス（令和2年度概算要求額：0.5億円）

救急時や、予想外の災害等に遭遇した際に、どこにいても適切な対応を受けられるよう、医療情報共有システムを構築。

医療的ケア児の支援に向けた主な取組②

医療・小児慢性特定疾病

○診療報酬改定（平成30年4月～）

- ・小児科療養指導料の対象として、医療的ケアが必要な小児を追加するとともに、学校との情報共有・連携を要件化
- ・長時間訪問看護加算を週3回算定できる対象に医療的ケアが必要な小児を追加
- ・医療的ケア児が学校に通学する際に、在宅で療養支援を行っている訪問看護ステーションから学校への情報提供を評価 等

○在宅医療関連講師人材養成事業（令和2年度概算要求額：2,345万円）

高齢者向け在宅医療、小児向け在宅医療、訪問看護の3つの分野ごとに、医師や看護師を対象とした人材育成プログラムの開発を行うとともに、医療従事者や行政職員等が地域で在宅医療の人材育成事業を行うための中央研修を実施。

○小児慢性特定疾病の医療費助成（令和2年度概算要求額：160.0億円）

医療費の自己負担分の一部を助成。

【対象疾病数：756疾病（16疾患群） ⇒ 令和元年7月から762疾病（16疾患群）】

○小児慢性特定疾病児童自立支援事業（令和2年度概算要求額：9.2億円）

学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ自立を阻害されている児童等について、相談支援事業や相互交流促進事業等を実施。

医療的ケア児の支援に向けた主な取組③

保育・母子保健

- 医療的ケア児保育支援モデル事業（令和2年度概算要求額：477億円の内数）
医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。（90自治体（予算か所数））
- 障害児受入強化推進事業（令和2年度概算要求額：1,304億円の内数＋事項要求（内閣府予算））
放課後児童クラブにおける医療的ケア児に対する支援に必要な看護職員の配置等に要する経費の補助を行う。
- 子育て世代包括支援センター（令和2年度概算要求額：1,304億円の内数＋事項要求（内閣府予算））
妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等を配置して「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、妊産婦、乳幼児並びにその保護者を対象にきめ細かな相談支援等を行う。（平成30年4月1日現在で761市区町村（1,436か所）で実施）

教育

- 医療的ケアのための看護師配置（令和2年度概算要求額：2,142百万円の内数）【文部科学省予算】
 - ① 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校等への看護師の配置【拡充】
 - ② 校外学習や登下校時における送迎車両への看護師の同乗【拡充】
 - ③ 指導的な立場となる看護師の配置（都道府県のみ）【新規】
（補助対象先：都道府県、市町村、学校法人 補助率：1／3）
- 学校における医療的ケア実施体制構築事業（令和2年度概算要求額：32百万円）【文部科学省予算】
人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

■ 目的

医療的ケア児の支援にかかる取組は保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多分野に及んでいることから、各分野の行政担当者を一堂に会し、医療的ケア児等への支援にかかる国の動向や地域の好事例の発信、また自治体同士の意見交換等を行うことで、行政担当者間の連携を円滑に行い、地域における実効性のある取組につなげていく。

■ 主催

厚生労働省医政局地域医療計画課
 厚生労働省健康局難病対策課
 厚生労働省子ども家庭局保育課
 厚生労働省子ども家庭局母子保健課
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
 内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付
 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

■ 対象

都道府県、指定都市、希望する市町村

- ①在宅医療部門担当者
- ②保健・衛生部門担当者
- ③障害福祉部門担当者
- ④保育部門担当者
- ⑤教育部門担当者

■ プログラム

時間	内容
10:30~10:35	開会の挨拶
10:35~11:35	行政説明 ① 障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室 ② 医政局地域医療計画課 ③ 健康局難病対策課 ④ 子ども家庭局保育課 ⑤ 文科省初等中等教育局特別支援教育課

時間	内容
11:45~12:15	事例報告 ① 長野県(長野県(障害)、関係者)
13:30~15:00	① 三重県(三重県(障害・医療)、三重県医師会) ② 福岡県久留米市(障害) ③ 三鷹市・武蔵野市(保育) ④ 岡山県教育委員会(教育)
15:15~17:00	グループディスカッション テーマ: 医療的ケア児にかかる協議の場の効果的な運用について
17:00	閉会

※昨年度までの資料(平成27~30年度)及び動画(平成30年度)を厚労省ホームページに掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000191192_00004.html